

廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業

(担当: 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案) 17.0 億円
《公募開始時期:5月(予定)》

目的・意義

我が国では、人口減少や少子高齢化等社会状況が大きく変化しており、社会ストックを再構築する時期にきています。社会ストックによるCO2排出量は、一度整備されると長期にわたる固定化が懸念されることから、構築のタイミングで低炭素型のものへの政策誘導することが不可欠です。

このため、本事業では、未利用な資源を効率的に活用した低炭素型の社会システムを整備するために、エネルギー起源CO2の排出を抑制する設備等の導入又は設備の部品等の交換・追加する事業に対し、支援を行います。

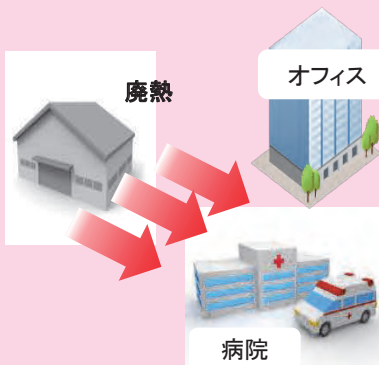
事業内容

地域の実情に応じて、地域の未利用資源(熱・湧水等)の利用及び効率的なエネルギー供給システム等を構築し、地域の低炭素化や活性化を推進するモデル的取組に必要な設備等の導入経費を支援します。

- ①地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
- ②低炭素型の融雪設備導入支援事業
- ③地域熱供給促進支援事業

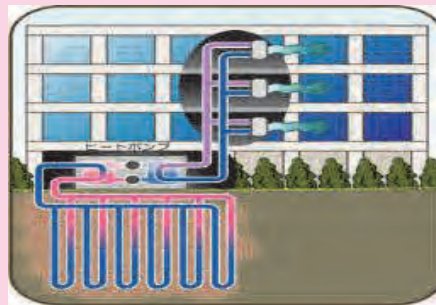
イメージ

事業所空調等の廃熱地域利用



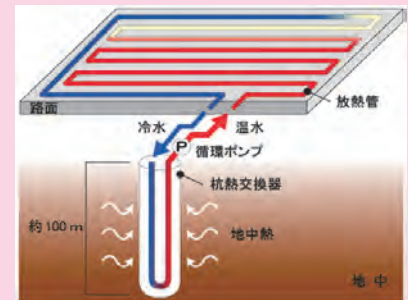
事業所の空調等の廃熱を病院、オフィス等に二次利用することにより低炭素化を実現。

地中熱・下水熱等活用型空調



地中熱・下水熱等の温度差エネルギーをオフィス等の空調に活用することにより低炭素化を実現。また、ヒートアイランド現象の抑制にも貢献。

地中熱等活用型融雪



低炭素型の設備を導入することにより、温室効果ガスの削減と同時に除雪・融雪に係るエネルギーコスト削減を図る。

地域で活用されていない資源を利用し、地域の低炭素社会づくりを推進

補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

①地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

補助対象者: 地方公共団体、民間事業者等

対象事業: 地域の未利用又は効果的に活用されていない熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事業化に必要な設備等の導入を行う事業

補助割合: 地方公共団体(市町村): 対象経費の2/3を上限に補助

地方公共団体(都道府県、政令市及び特別区): 対象経費の1/2を上限に補助

民間事業者(中小企業): 対象経費の2/3を上限に補助

民間事業者(中小企業以外): 対象経費の1/2を上限に補助

上記以外の者の場合: 対象経費の1/2を上限に補助

②低炭素型の融雪設備導入支援事業

補助対象者: 地方公共団体、民間事業者等

対象事業: 地中熱、地下水熱、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備や、バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を融雪の為に使用できる設備を導入する事業

補助割合: 地方公共団体(市町村): 対象経費の2/3を上限に補助

地方公共団体(都道府県、政令市及び特別区): 対象経費の1/2を上限に補助

上記以外の者の場合: 対象経費の1/2を上限に補助

③地域熱供給促進支援事業

補助対象者: 地方公共団体、民間事業者等

対象事業: コスト効率的な地域熱供給の実現に必要な設備を導入する事業

補助割合: 対象経費の1/2を上限に補助(上限1億円)

補助対象設備

【補助対象設備】

①地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

未利用資源を利用した熱交換機やヒートポンプ等

②低炭素型の融雪設備導入支援事業

未利用資源を利用した熱交換機やヒートパイプ等

③地域熱供給促進支援事業

高効率電動熱源機

木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業(農林水産省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室)

30年度予算額(案) 20.0億円

《公募開始時期:4月予定》

目的・意義

2030年の削減目標達成のためには、業務その他部門においてCO₂排出量の4割削減が求められています。

一方、CLT(Cross Laminated Timber)等に代表される新たな建築部材による建築技術は確立しつつあるものの、CLT等の使用が建築物の省エネ・省CO₂に与える影響について、定量的なデータは得られていません。そこで、高い省エネ・省CO₂につながる低炭素建築物等の普及を促進するため、CLT等を用いたモデル建築物を建設し、その断熱性能をはじめとする省エネ・省CO₂効果について定量的に把握を行います。

事業内容

- CLT等に代表される新たな建築部材を用いた建築物等の、断熱性能や調湿性等の省エネ・省CO₂に資する性能の計測を通じて、CLT等を用いた建築物等の省エネ・省CO₂性のポテンシャルを定量的に把握します。
- CLT等を用いた建築物等の一次エネルギー消費量、エネルギー起源CO₂排出削減効果等を把握し、CLT等を用いた低炭素建築物等の普及促進につなげます。
- CLT等を用いた建築物等の建設に必要な設計費、工事費、設備費、省CO₂効果等の定量的評価に係る計測費の一部を補助します。



CLTパネル例



CLTを用いた施工例

- CLT (Cross Laminated Timber) とは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル
- 欧米を中心に住宅や商業施設などの壁や床の材料として普及
- 同面積のコンクリートと比較して軽く、施工が早いのが特徴

補助内容

〔間接補助事業〕

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

補助対象者: CLT等建築物を所有する法人、地方公共団体等

対象事業: CLT等に代表される新たな建築部材を用いた建築物を建設し、建築物の省エネ・省CO₂効果を定量的に評価する事業

補助割合: 補助対象経費(設計費、工事費、設備費、実証に係る計測費等)の3/4※(上限額:5億円)

※前年度からの継続事業に関しては85%

補助対象経費

〔補助対象経費〕

CLT等、空調・照明設備等の導入に要する経費、温熱環境等の計測に要する機器等

地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)

30年度予算額(案) 8.42 億円

《公募開始時期:4月(予定)》

目的・意義

日本の約束草案を達成するためには、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促し、地域你的生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指します。

本事業では、地方公共団体と連携した普及啓発活動、地域コミュニティが運営する情報媒体を活用した温暖化問題の継続的な情報発信を支援することで、地域における地球温暖化防止活動の促進を図ります。

事業内容

(1) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業

各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長や東京都特別区長(以下「市町村長等」)が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)を踏まえた地球温暖化対策を住民や各種団体と協力して、継続的に実施するために行う普及啓発事業に対して補助をします。



《市町村長等が宣言》

《地域の住民や各種団体と協力した普及啓発活動》

《地域住民の意識改革や自発的な取組が拡大・定着することで低炭素社会へ》

(2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

住民のマインドに対して、行動を起こすための意識改革や自分事化を重層的・波状的に訴えかける。地球規模や身近な温暖化の現状、さらには国、地域並びに企業の取組等を、地域コミュニティが運営する情報媒体を活用して継続的に情報発信することで、地域住民の意識に温暖化問題を浸透させる普及啓発事業に対して補助をします。



《地域コミュニティからの情報発信による普及啓発活動》

補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

(1) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業

1. 補助対象者: 市区町村
2. 対象事業: 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業
3. 補助割合: 定額

(2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

1. 補助対象者: 民間企業及び一部事務組合(コミュニティ放送局及びケーブルテレビ)
2. 対象事業: 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業
3. 補助割合: 定額

補助対象設備等

【補助対象】

地方公共団体と連携した普及啓発活動

地域コミュニティが運営する情報媒体を活用した温暖化問題の継続的な情報発信事業の実施にかかる経費

廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業

(担当: 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

30年度予算額 9.0億円
《公募開始時期: 4月(予定)》

目的・意義

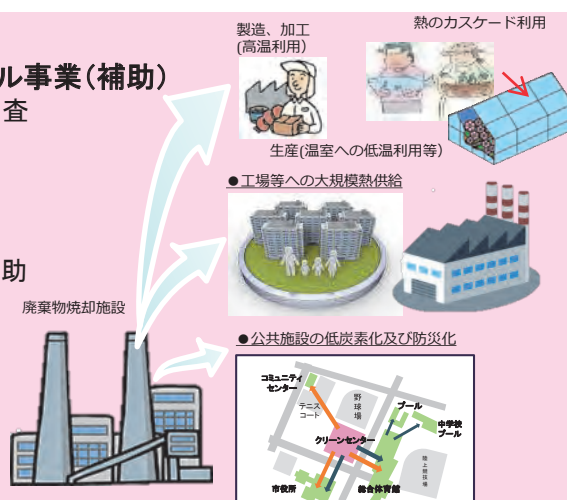
廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分等に渡る廃棄物処理システム全体の低炭素化・省CO₂対策を促進するために、各種検討調査を行うとともに廃棄物焼却施設等からの余熱や発電電力を有効利用し、地域における低炭素化等を図ります。

事業内容

(1) 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業(補助)

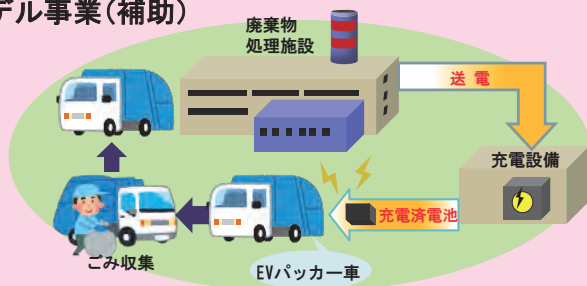
ア) 廃棄物焼却施設からの余熱等の有効活用に係る実現可能性調査
廃棄物焼却施設から供給される熱及び電力を需要施設で有効活用するため、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性調査に対して補助します。

イ) 廃棄物焼却施設からの余熱等の有効活用に係る設備等導入補助
廃棄物処理施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)に対して補助します。



(2) 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業(補助)

地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設において発電された電力を給電・蓄電システム等に供給し、EVパッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時におけるCO₂排出量の削減を図ります。これらの一体的な取組に対して補助します。



(3) 廃棄物エネルギー地域活用計画策定検討調査(委託)

廃棄物処理に伴って得られるエネルギー(電力・蒸気・温水)の利活用の方向性について整理を行うとともに、市町村等における廃棄物処理施設整備の計画段階で、エネルギー利活用の在り方と一体的な検討を行うことを促す枠組みについて、調査・検討を行います。

(4) 廃棄物処理システムにおける低炭素・省CO₂対策普及促進事業(委託)

市町村等の廃棄物処理システム(収集運搬・中間処理・最終処分)において、各々の地域特性に応じた適切な低炭素・省CO₂対策の導入を促進するため、一連の廃棄物処理システムにおける低炭素・省CO₂対策を検討・提案し、その実現可能性調査や実証等を行います。

補助内容

[直接補助事業]

(1) 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

補助対象者：地方公共団体、民間事業者（廃棄物処理業者）等

補助割合：ア) 定額補助(上限1,500万円) イ) 対象経費の1/2を上限に補助

(2) 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業

補助対象者：地方公共団体等

補助割合：給電・蓄電システム等：対象経費の1/2を上限に補助、EVパッカー車：差額の2/3補助

委託内容

(3) 廃棄物エネルギー地域利活用計画策定検討調査

委託対象者：民間事業者等

(4) 廃棄物処理システムにおける低炭素・省CO₂対策普及促進事業

委託対象者：民間事業者等

補助対象設備・委託対象等

【補助】

(1) 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

ア) 廃棄物処理施設からの余熱見込量や事業採算性等の実現可能性調査費用

イ) 熱導管、電力自営線等の付帯設備や需要設備(民間の廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る)

(2) 廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業

給電・蓄電システム、EVパッカー車など

【委託】

(3) 廃棄物エネルギー地域利活用計画策定検討調査

計画策定、各種調査経費など

(4) 廃棄物処理システムにおける低炭素・省CO₂対策普及促進事業

実現可能性調査、各種調査経費など

公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業(国土交通省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、
水・大気環境局自動車環境対策課)

30年度予算額(案) 12.0億円

《公募開始時期:4月(予定)》

目的・意義

2030年の削減目標達成である2013年度比26%減の達成のためには、運輸部門からのCO2削減量の3割を削減する必要があり、自動車等の車両の低炭素化はもちろんのこと、交通手段におけるマイカーからの転換が不可欠です。マイカーからの転換を図るためには、公共交通への転換、2次・3次交通の低炭素化を図る必要があります。また、鉄軌道分野における省エネ・省CO2化を図るため、エネルギー効率の良い車両の導入などを促進する必要があります。

事業内容

1. 低炭素化に向けたLRT・BRT導入利用促進事業

省CO2を目的に掲げたLRT・BRTを活用する公共交通に関する計画に基づく車両の導入や停留所設備の整備等の経費について支援します。

2. 鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業

鉄軌道事業者(特に中小事業者)に対して、エネルギーを効率的に使用するために先進的な省エネ設備・機器の導入を支援します。

3. 公共交通機関の連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業

公共交通機関の連携がとれた観光地における交通機関について、低炭素な交通システムを構築するために必要となる車両・設備等を導入する経費について支援します。

補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 低炭素化に向けたLRT・BRT導入利用促進事業

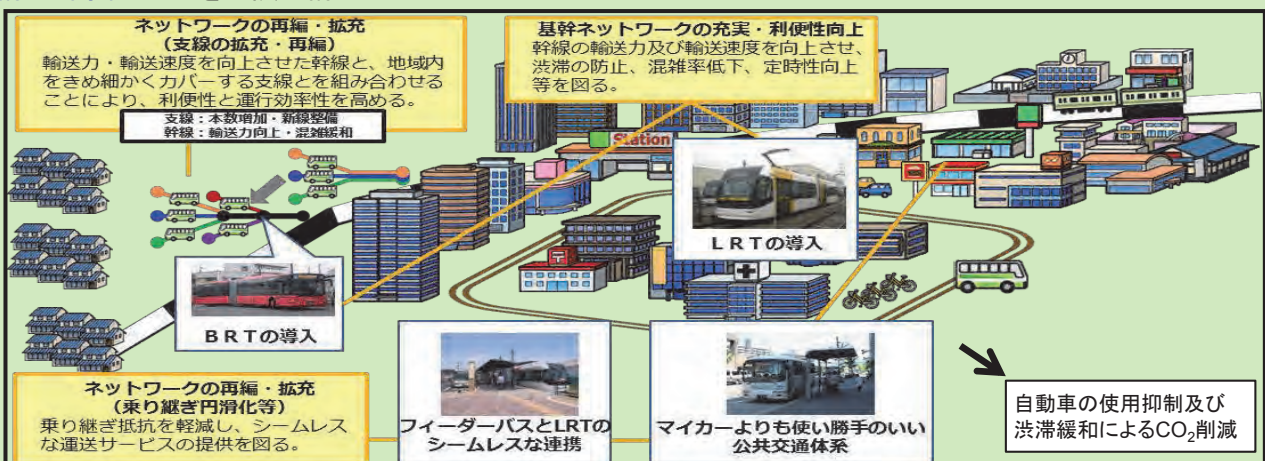
補助対象者: 地方公共団体、民間企業等

対象事業: 次世代路面電車システム(LRT)・バス高速輸送システム(BRT)を中心とした公共交通の利用への転換に資する事業

(1) 基幹ネットワークの充実・利便性向上(LRT・BRTの導入等)

(2) ネットワークの再編・拡充(支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化の実施等)

補助割合: 1/2を上限に補助



2. 鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業

補助対象者：鉄軌道事業者及び省エネ機器を鉄軌道事業者にファイナンスリースにより提供する民間企業

対象事業：(1)車両の省エネ化に資する設備導入促進事業

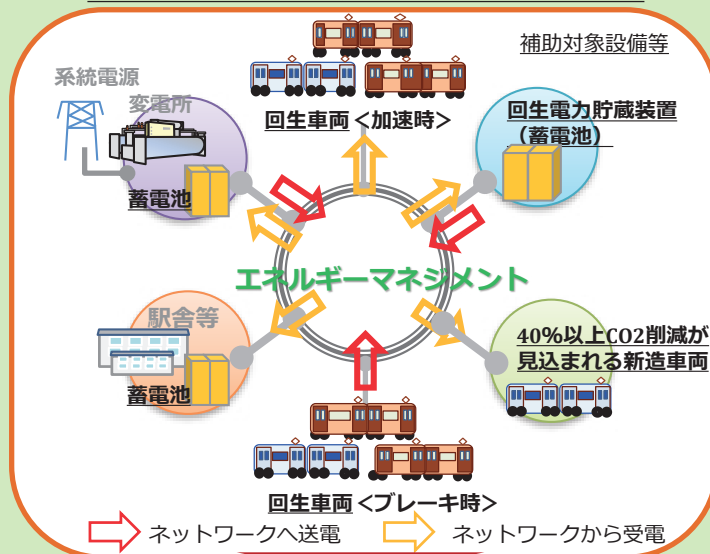
- ・車両のVVVFインバータ(SiC、IGBT)
- ・軽量化等により40%以上のCO2削減効果が見込まれる車両新造
- ・車内空調高効率化、車内照明LED化(中小事業者のみ対象)の導入について支援する。
※JR本州3社は除く。

(2)回生電力の有効活用に資する設備導入促進事業

- ・車両間融通を行う装置・改修(上下線き電一括化や回生電力貯蔵装置)
- ・駅舎等への融通を行う装置(駅舎補助電源装置)
- ・(2)の実施にあたっては、路線または区間全体の省CO2化計画の策定を要件とし、同計画に基づく設備の導入について支援する。

補助割合：(a)中小事業者 1/2を上限に補助
(b)公営事業者、準大手、JR本州3社以外のJR 1/3を上限に補助
(c)JR本州3社、大手民鉄 1/4を上限に補助

省CO2化計画に基づく施設・設備の導入・改修



鉄道車両の回生電力を有効活用する設備と省エネ車両の導入を合わせて実施し、鉄道システム全体の省CO2化を加速させる

3. 公共交通機関と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業

補助対象者：民間企業、民間団体、地方公共団体等

(平成30年度は前年度からの継続事業のみ実施)

対象事業：公共交通機関と連携がとれた観光地における交通機関について低炭素な交通システムを構築するために必要となる車両・設備等を導入する事業

補助割合：地方公共団体(市町村) 2/3を上限に補助
地方公共団体(都道府県、政令市及び特別区) 1/2を上限に補助
中小企業の民間企業 2/3を上限に補助
中小企業以外の民間企業 1/2を上限に補助
上記以外 1/2を上限に補助



補助対象設備

1. 低炭素化に向けたLRT・BRT導入利用促進事業

【補助対象設備】

LRT・BRT車両の導入や停留所設備の整備など、LRT・BRTシステムの利用促進に繋がるもの

2. 鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業

【補助対象設備】

車両のVVVFインバータ(SiC,IGBT)化に伴う制御装置、電動機、軽量化等により40%以上のCO2削減効果が見込まれる車両新造に伴う経費、車両空調の高効率化、車内照明のLED化に伴う経費、駅舎補助電源装置、回生電力貯蔵装置、上下線き電一括化に伴う経費など

3. 公共交通基幹と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業

(平成30年度は前年度からの継続事業のみ実施)

【補助対象設備】

低炭素な交通システムを構築するために必要となる車両、設備など

再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業 (一部経済産業省・国土交通省連携事業)

(担当:水・大気環境局自動車環境対策課)

目的・意義

30年度予算額(案) 25.7億円
《公募開始時期:4月(予定)》

低炭素な水素社会の実現に向けて、燃料電池自動車の普及・促進を図るためには、再生可能エネルギー(再エネ)由来の水素ステーションの導入及び燃料電池産業車両等の導入による社会インフラ整備の加速化が急務です。本事業では、これらの導入等に対する支援を行います。

事業内容

(1) 地域再エネ水素ステーション導入事業【経済産業省連携事業】

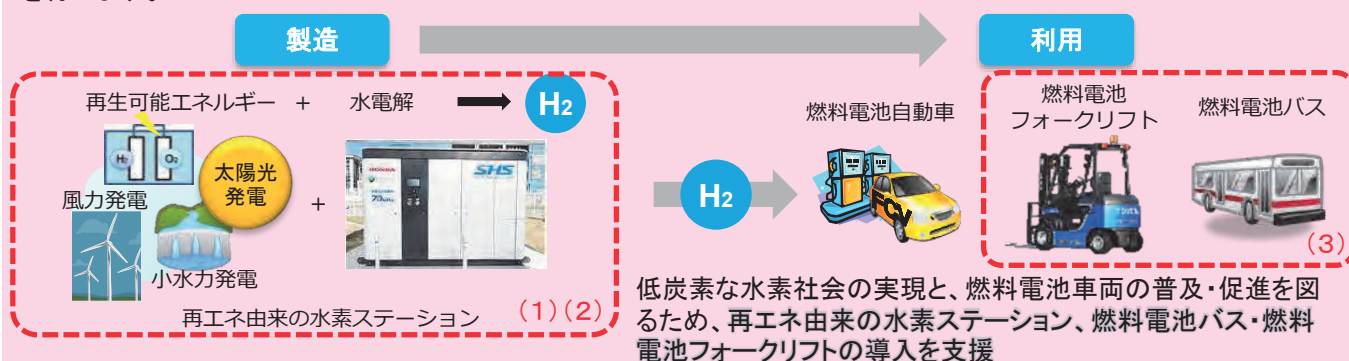
太陽光発電、風力発電等の再エネを活用して、地方公共団体、民間団体等が行う再エネ由来の水素ステーションの施設整備に対して補助を行います。

(2) 地域再エネ水素ステーション保守点検支援事業

再エネ由来の水素ステーションの導入及び活用促進を支援するため、稼働初期における保守点検に対して補助を行います。

(3) 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業【一部国土交通省連携事業】

燃料電池車両の普及・促進が期待される、燃料電池バス及び燃料電池フォークリフトの導入費用の一部に対して補助を行います。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利型法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利型法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 地方公共団体、民間団体等
2. 補助割合: (1) 1/2以下または3/4以下 (2) 2/3以下
(3) 燃料電池バス 車両本体価格の1/3以下
燃料電池フォークリフト 一般的なエンジン車との差額の1/2以下

補助対象設備

(1) 地域再エネ水素ステーション導入事業【経済産業省連携事業】

補助対象: 再エネ由来の水素ステーションの導入に係る経費(水素製造装置・圧縮機・蓄圧機・ディスペンサー等の水素ステーション関連設備、太陽光パネル等の再エネ設備、工事費等)

(2) 地域再エネ水素ステーション保守点検支援事業

補助対象: 地域再エネ水素ステーション導入事業によって整備された水素ステーションの保守点検にかかる経費

(3) 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業【一部国土交通省連携事業】

補助対象: 燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入にかかる経費

先進環境対応トラック・バス導入加速事業(国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当:水・大気環境局自動車環境対策課)

30年度予算額(案) 10.0億円

《公募開始時期:6月(予定)》

目的・意義

運輸部門CO2排出量の約4割を占める貨物車・バス由来のCO2排出量を削減するため、トラック・バスの各クラスにおいて最も燃費性能のよい先進環境対応車の普及初期の導入加速を支援することにより、先進環境対応トラック・バスの普及を促進することを目的としています。

事業内容

最新の燃費基準を一定程度上回る燃費の要件に適合した先進環境対応トラック・バスの導入を支援するため、標準的燃費水準のディーゼル車と比較して差額の一部を補助します。

先進環境対応トラック・バスの例

ゼロエミッション車を含む、エコカー減税の最も厳しい要件と整合する種類・モデルとする。



大型天然ガストラック



電気トラック

	対象とする車両の環境性能※	想定される車種	
		トラック	バス
大型	最新の燃費基準+10%程度以上	天然ガス	電気、ハイブリッド
中型	同10%程度以上	ハイブリッド	電気 プラグインハイブリッド
小型	同15%程度以上	電気 ハイブリッド	電気

※燃費基準が定義されないものについては、単位走行量あたりCO2排出量により判断。

補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利型法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利型法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者:トラック・バス所有事業者

2. 補助割合:同等クラスの標準的燃費水準のディーゼル自動車との差額の一定率

ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車:1/2以下、

電気自動車:2/3以下

補助対象設備

〈参考〉補助対象事業及び補助対象車両の関係

先進環境対応トラック・バス
自動車製造事業者から
事前登録された自動車に限る

	先進環境トラック		先進環境バス	
	自家用 (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	自家用 (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)
電気自動車	○	○	○	×
ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド 自動車	○	×	○	×
天然ガス自動車	○※	○※	○	×

※車両総重量12 t 超に限る。

グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業 (うち地域低炭素化推進事業体設置モデル事業)

(担当: 総合環境政策統括官グループ環境計画課低炭素地域づくり事業推進室)

30年度予算額(案) 1.0億円

《公募開始時期:3月(予定)》

目的・意義

平成28年4月の電力小売自由化以降、再生可能エネルギーの普及、エネルギーの地産地消による地域経済の活性化、地域雇用の創出等を目的として、地域の再生可能エネルギーを活用した新電力事業を展開できるようになりました。

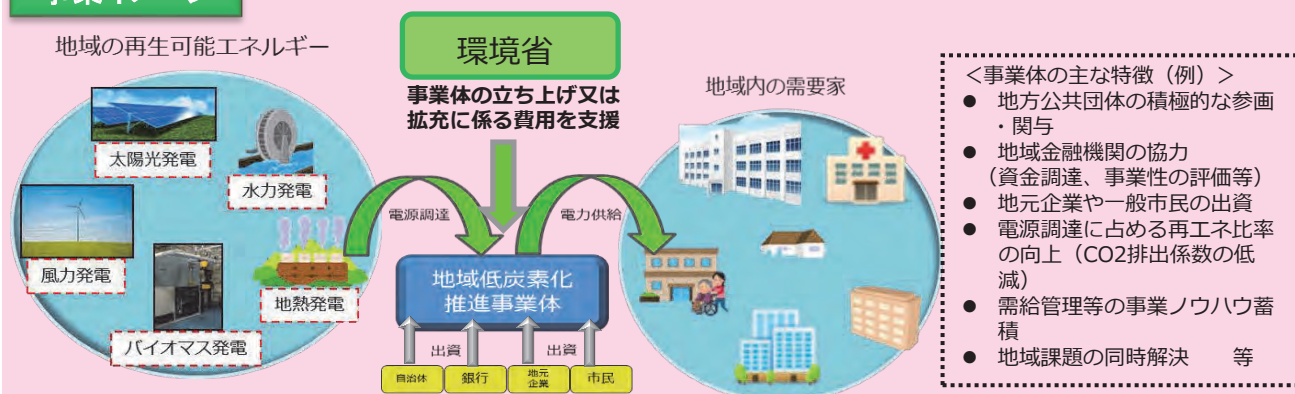
地域新電力のような、地域の再生可能エネルギーの活用等により低炭素化を推進する事業体には、民間の創意工夫の下、地域における面的な低炭素化を、事業として持続的に展開することが期待されます。

本事業は、地方公共団体の積極的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことにより、地域の再生可能エネルギーの開発等の地域における面的な低炭素化を、事業として持続的に展開する事業体を普及することを目的とします。

事業内容

地方公共団体の積極的な参画・関与の下、低炭素化事業を実施する事業体を地域金融機関、地元企業、一般市民等の出資によって設置する場合に、事業化(事業体の立ち上げ又は拡充)に係る費用の一部を補助します。

事業イメージ



補助内容・対象等

[直接補助事業]

1. 補助対象者: 地方公共団体等
2. 補助割合: 対象経費の1/3、1/2、2/3を補助

補助対象経費

事業体の設置(立ち上げ又は拡充)に係る地域低炭素化事業や電力需給管理の計画策定・システム構築等に要する費用

物流分野におけるCO2削減対策促進事業(国土交通省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室 他)

30年度予算額(案) 17.65億円

≪公募開始時期:4月(予定)≫

目的・意義

物流システムは、我が国の経済・社会の維持・発展に不可欠な基盤的システムの一つですが、人口の減少や高齢化等の社会状況の変化により、物流システムは転換期を迎えています。また、我が国の温室効果ガス削減目標においては、運輸部門全体で約3割の削減を求められています。

この状況を捉えて、効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換及び事業者連携による低炭素な輸配送システムの構築によって、物流システム全体の低炭素化を図ります。

事業内容

物流システム全体の低炭素化への転換を図るため、以下の事業を対象に支援を行います。

1. 効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換

(ア)トラック輸送高効率化支援事業

1回の輸送で通常的大型トラック約2台分まで輸送できる連結トラック及び様々な活用方法により積載率向上や中継輸送の促進等に貢献するスワップボディコンテナ車両といった、高効率で低炭素化及び働き方改革に資するトラックの導入を促進します。

(イ)過疎地域等における小型無人機を使用した配送実用化推進事業

過疎地域等において小型無人機を使用した荷物配送の実現に向けた検討を行い、トラック輸送に代替することでCO2排出量の大幅削減を図ります。

(ウ)モーダルシフト促進支援事業

貨物鉄道や船舶を利用して輸送する物流事業者に対して、輸送能力・燃費等単体性能の向上に資する設備を導入する等、物流の低炭素化に資するモーダルシフトを促進します。

(エ)高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業

冷蔵・冷凍を要する貨物の物流(コールドチェーン)において、鮮度保持機能を有する保冷コンテナ(海上・鉄道の各貨物輸送用)等を導入し、高品質で高効率なコールドチェーンを構築します。

2. 事業者連携による低炭素な輸配送システムの構築

(ア)IoTを活用した物流低炭素化促進事業

IoT機器等を活用し、港湾内及びその背後圏を走行するシャシーの位置情報の共有化等による空走距離削減、物流拠点における荷待ち時間の削減、宅配ボックスの高機能化等を通じた低炭素化及び働き方改革を促進します。

(イ)再配達削減による省CO2化推進ガイドライン策定事業

地方部等において、宅配便の再配達に要していたトラック輸送の減少に資するオープン型宅配ボックスの設置を進めるためのガイドライン策定に向けた検討を行うことでオープン型宅配ボックスの活用を促進し、受取方法の多様化を促進し、再配達とCO2排出量の削減に取り組みます。

(ウ)既存の旅客交通システムを活用した省CO2輸送システムモデル事業

旅客鉄道、バス、タクシー、自家用有償旅客運送の空きスペース等を活用した貨客混載を促進することで、輸送力を有効活用し、CO2排出量削減を図ります。

補助・委託内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換

(ア)トラック輸送高効率化支援事業【担当:地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室】

①連結トラック導入支援事業

- 補助対象者:民間事業者等
- 対象事業:トラック輸送の高効率に資する連結トラック(トラクター及びトレーラー)を導入する事業
- 補助割合:対象経費の1/3を上限に補助

②スワップボディコンテナ車両導入支援事業

- 補助対象者:民間事業者等
- 対象事業:トラック輸送の高効率に資するスワップボディコンテナ車両を導入する事業
- 補助割合:対象経費と一般的なトラックとの差額の1/2を上限に補助

(ウ)モーダルシフト促進支援事業【担当:地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室、環境再生・資源循環局廃棄物規制課】

①鉄道・船舶における低炭素機器導入促進事業

- 補助対象者:物流事業者等
- 対象事業:鉄道及び船舶において輸送能力・燃費等単体性能の向上に資する設備を導入する事業
- 補助割合:対象経費の1/2又は1/4を上限に補助

②モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業

- 補助対象者:民間事業者等
- 対象事業:海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築事業及びこれに伴って必要となる循環資源取扱設備を導入する事業
- 補助割合:対象経費の2/3又は1/2を上限に補助

(エ)高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業【担当:地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室】

- 補助対象者:物流事業者等
- 対象事業:新たな物流コールドチェーンの構築に必要な高品質低炭素型の鮮度保持コンテナを導入する事業
- 補助割合:対象経費と通常の保冷コンテナとの差額の1/2を上限に補助

2. 事業者連携による低炭素な輸配送システムの構築

(ア)IoTを活用した物流低炭素化促進事業【担当:地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室】

①港湾におけるIoTを活用した低炭素化促進事業

- 補助対象者:物流事業者等
- 対象事業:IoT機器を活用し、港湾内及びその背後圏を走行するシャーシ等の位置情報等の共有化システムの構築(改良含む)又は当該システムを活用するマルチコンテナシャーシ、重量物輸送用シャーシ等の導入を行う事業
- 補助割合:対象経費の1/2(マルチコンテナシャーシについては一般的なシャーシとの差額の1/2)を上限に補助

②情報の共有化による低炭素な輸送・荷役システム構築事業

- 補助対象者:物流事業者等
- 対象事業:物流拠点において複数の物流事業者・物流施設が荷物情報等を共有するバース予約調整システムを導入する事業
- 補助割合:対象経費の1/2を上限に補助

③宅配情報システムネットワーク化推進事業

- 補助対象者:物流事業者等
- 対象事業:宅配ボックスを複数の事業者が共同利用できるように情報システムのネットワーク化を行う事業
- 補助割合:対象経費の1/2を上限に補助

補助・委託内容

(ウ)既存の旅客交通システムを活用した省CO2輸送システムモデル事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室】

①未利用輸送力を活用した貨物輸送の低炭素化促進事業

➢ 補助対象者：物流事業者、旅客運送事業者等

➢ 対象事業：旅客鉄道、バス、タクシーの空きスペースを活用した貨客混載に必要な車両改造や荷役設備等を導入する事業

➢ 補助割合：対象経費の1/3を上限に補助

②中山間地における貨客混載促進事業

➢ 補助対象者：貨客混載を行う団体等

➢ 対象事業：中山間地において自家用有償旅客運送で貨客混載に必要なEV車等を導入する事業

➢ 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

【委託事業】

1. 効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換

(イ)過疎地域等における小型無人機を使用した配送実用化推進事業

➢ 委託対象者：民間事業者等

➢ 対象事業：過疎地域等における小口輸送を代替しCO2排出量を抑える小型無人機を使用した荷物配送の実用化を推進するための実証等を行う事業

2. 事業者連携による低炭素な輸配送システムの構築

(イ)再配達削減による省CO2化推進ガイドライン策定事業

➢ 委託対象者：民間事業者等

➢ 対象事業：オープン型宅配ボックスの普及拡大をはじめとする宅配便再配達削減に向けた総合的な対策を検討するとともに、地方部におけるオープン型宅配ボックスの設置を進めるためのガイドライン策定等を行う事業

補助対象設備・委託対象等

【補助対象設備】

1. 効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換

(ア)トラック輸送高効率化支援事業

①連結トラック導入支援事業

・連結トラック(トラクター及びトレーラー)



②スワップボディコンテナ車両導入支援事業

・スワップボディコンテナ車両



(ウ)モーダルシフト促進支援事業

①鉄道・船舶における低炭素機器導入促進事業

・新型コンテナ貨車、船舶の低炭素化に向けた機器等

【鉄道における低炭素機器】



新型コンテナ貨車

【船舶における低炭素機器等】



低燃費ディーゼル主機



高効率プロペラ

②モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業

・低炭素型静脈物流システム構築に係る費用(運航費、システム導入費、効果検証費等)及び循環資源等取扱設備導入経費(循環資源専用の輸送容器、運搬設備、集積・保管設備等)



循環資源専用の輸送容器(コンテナ)及び運搬設備(トラクターヘッド、シャーシ等)

補助対象設備・委託対象等

(エ) 高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業

・鮮度保持機能を有する保冷コンテナ(海上・鉄道の各貨物輸送用)

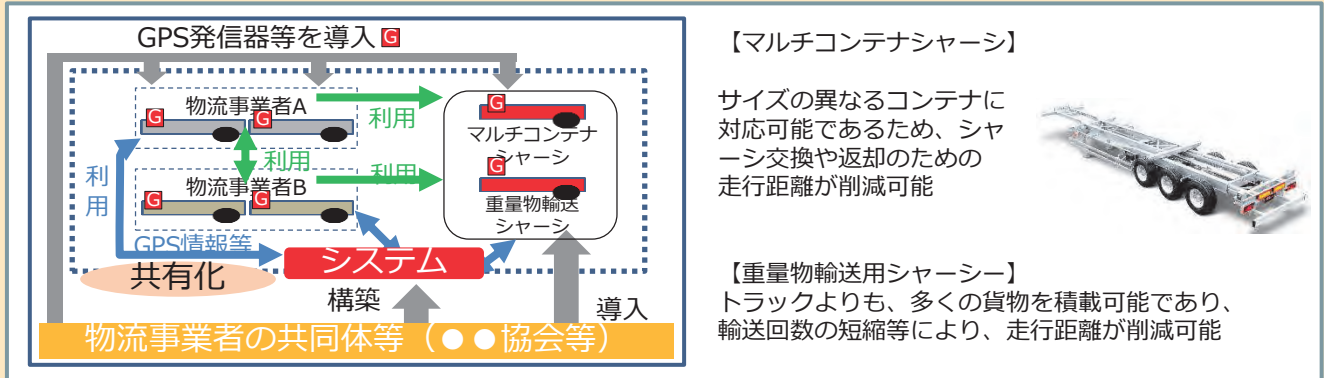


2. 事業者連携による低炭素な輸配送システムの構築

(ア) IoTを活用した物流低炭素化促進事業

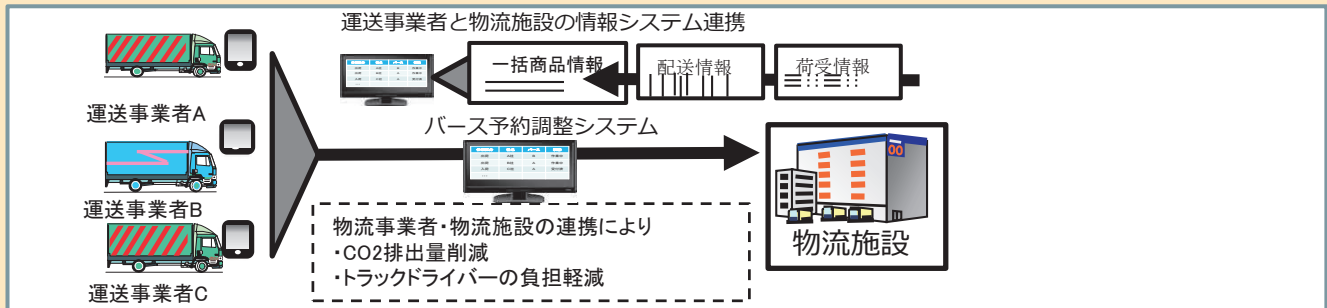
① 港湾におけるIoTを活用した低炭素化促進事業

・IoT機器を活用し、港湾内及びその背後圏を走行するシャーシ等の位置情報等の共有化システムの構築(改良含む)又は当該システムを活用するマルチコンテナシャーシ、重量物輸送用シャーシ等



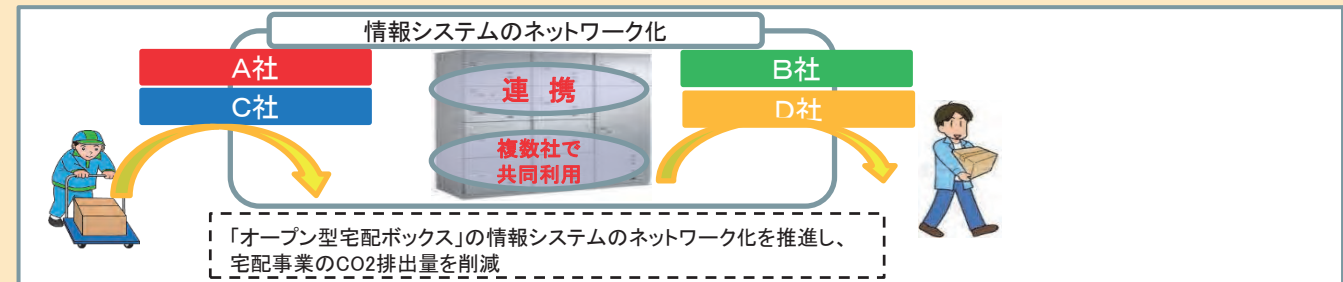
② 情報の共有化による低炭素な輸送・荷役システム構築事業

・バス予約調整システムの構築費用(複数の物流事業者・物流施設による荷物情報共有システムの構築・改修費を含む)



③ 宅配情報システムネットワーク化推進事業

・オープン型宅配ボックスの利用に係る情報処理・配送管理システム整備費用等



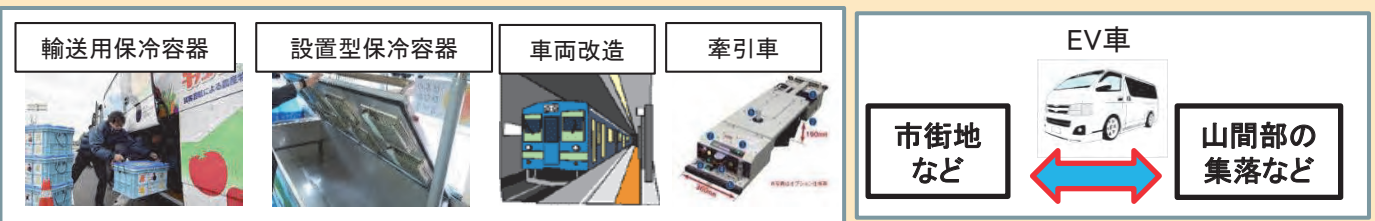
(ウ) 既存の旅客交通システムを活用した省CO2輸送システムモデル事業

① 未利用輸送力を活用した貨物輸送の低炭素化促進事業

・車両改造経費、輸送機材、荷役機器、情報機器、保冷容器等

② 中山間地における貨客混載促進事業

・EV車購入費(保冷容器等含む)



補助対象設備・委託対象等

【委託対象】

1. 効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換

(イ) 過疎地域等における小型無人機を使用した配送実用化推進事業

小型無人機を使用した荷物配送の実証実験、計画策定に係る経費等



2. 事業者連携による低炭素な輸配送システムの構築

(イ) 再配達削減による省CO2化推進ガイドライン策定事業

オープン型宅配ボックス設置の実証実験・シミュレーション、調査、宅配便再配達削減による省CO2化推進ガイドライン策定に係る経費等

地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業

(担当: 総合環境政策統括官グループ環境計画課)

30年度予算額(案) 0.2億円
《公募開始時期: 4月(予定)》

目的・意義

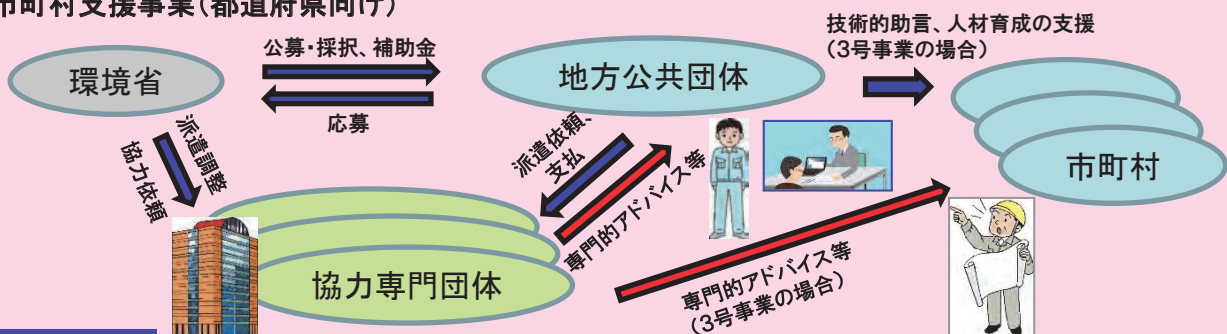
地域の低炭素化事業には、技術面、財務面、体制面にわたる様々な課題があり、これらに的確に対応するには専門的な知見・経験が必要となりますが、全国各地において、地域の低炭素化を担う専門的な知見・経験を有する人材が不足しているために、ポテンシャルや機会が十分かつ適切に活用されていない現状があります。

こうした状況に対応するため、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する高度な専門的知見・経験を持つ人材をアドバイザーとして、地方公共団体のニーズに応じて派遣し、地域の低炭素化に資する事業の案件形成を促すことを目的としています。

事業内容

専門人材を活用した技術的助言等であり、地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)の策定・実施に係る課題に適切に対応する取組等について、補助を行います。

1. 地方公共団体実行計画(事務事業編)案件形成支援事業
2. 地方公共団体実行計画(区域施策編)案件形成支援事業
3. 市町村支援事業(都道府県向け)



補助内容

【直接補助事業】

1. 地方公共団体実行計画(事務事業編)案件形成支援事業

補助対象者: 市区町村

対象事業: 地方公共団体実行計画(事務事業編)に位置付けられる(予定を含む)低炭素化事業の案件形成を促進するため専門人材を活用する事業

補助割合: 定額(上限50万円)

2. 地方公共団体実行計画(区域施策編)案件形成支援事業

補助対象者: 市区町村

対象事業: 地方公共団体実行計画(区域施策編)に位置付けられる(予定を含む)低炭素化事業の案件形成を促進するため専門人材を活用する事業

補助割合: 定額(上限50万円)

3. 市町村支援事業

補助対象者: 都道府県

対象事業: 地方公共団体実行計画の策定・改定や計画に基づく取組が困難な複数の管内市町村に対する支援のため専門人材を活用する事業

補助割合: 定額(上限100万円)

補助対象等

【補助対象経費】

報償費、旅費、会議費、印刷製本費等

風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業

(担当:総合環境政策統括官グループ環境影響評価課)

30年度予算額(案) 4.0億円

目的・意義

低炭素社会の創出に貢献する再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められている一方で、導入拡大が期待されている風力発電、特に陸上風力発電については、立地適地を巡って事業者が集中する状況にあり、個々の事業者における環境影響評価手続においては、環境面での累積的影響の対応について課題が見られます。

これらの課題に対応し、再生可能エネルギーの導入と環境保全を両立させるためには、地域の自然的条件・社会的条件を評価したゾーニングが重要であるため、モデル地域における検討結果等を踏まえ、風力発電等の導入を促進するエリア及び環境保全を優先するエリア等の設定等のゾーニングの手法の検討及びその結果の普及等を行います。

また、ゾーニングの制度化を見据えてその在り方を検討し、質が高く効率的な環境アセスメントを推進するとともに、環境保全と両立した形で風力発電の導入を促進します。

事業内容

(1) 風力発電等に係るゾーニングの手法マニュアルの策定・普及

モデル地域(地方公共団体)におけるゾーニング手法の検討結果等を踏まえ、地域(都道府県、市区町村の単位を想定。)において、その地域特性も考慮しつつ、環境面に加え経済面、社会面も統合的に評価して再生可能エネルギー導入を促進するエリア、環境保全を優先するエリア等の設定を行うゾーニングの手法マニュアルを策定し、その普及促進を図ります。

(2) 環境影響評価に係るゾーニングの制度化の在り方等に関する検討

環境配慮を確保した上で、風力発電等の導入拡大に向けた効果的かつ効率的な環境影響評価を実現するため、国内外の調査結果等を踏まえながら、効果的なゾーニングの制度化の在り方について検討を行います。

(3) 実証地域における実践

ゾーニングの制度化を見据えて、ゾーニングの実施に意欲のある地方公共団体を実証地域として公募します。実証地域においては、環境影響評価に係るゾーニングに関して必要な手続等に取り組む実証事業を行い、その成果等を(2)の検討に反映します(平成30年度～平成32年度)

環境省

地方公共団体

環境省
(民間団体)

実証地域(地方公共団体)の選定



- 既存情報の収集
- 追加的な環境調査
- 協議会等による関係者・関係機関等との調整
- 環境影響評価に係るゾーニングに関して必要な手続等の取組



- 制度化の在り方等の検討

委託内容・委託対象

1. 委託対象者: 地方公共団体、民間団体

2. 対象事業: (1)ゾーニング手法の検討、普及促進

(2)環境影響評価に係るゾーニングの制度化の在り方等に関する検討

(3)実証地域における、環境影響評価に係るゾーニングに関して必要な手続等の取組の実践